

長与町道路橋定期点検

長与町が管理する道路橋の適切な維持管理を行うため、道路法施行規則第4条の5の6に基づき、5年に1回の頻度で定期点検を実施しています。

道路橋定期点検の結果については、部材単位及び橋梁単位に次表に掲げる統一的な尺度に基づき、その健全度を診断します。

区 分		状 態
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

道路橋点検結果集計表

点検年度	点検橋梁数	診断結果の区分				備 考
		I	II	III	IV	
平成26年度	3	0	2	1	0	1 橋修繕済
平成27年度	14	1	12	1	0	1 橋修繕予定
平成28年度	34	6	27	1	0	1 橋修繕済
平成29年度	41	25	15	1	0	1 橋修繕予定
平成30年度	16	12	4	0	0	